

下限面積（別段の面積）

適用区域	面積
町全域	30a

令和4年7月27日の農業委員会で検討した結果、別段の面積は、継続して30aに設定することとなりました。

設定の根拠は、高齢化による耕作放棄地の増加が懸念される中、やる気のある担い手、新規就農者が参入しやすい環境を整える必要があるためです。農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われるためには、最低30a程度の農地が必要であると判断し、別段の面積を30aと設定しました。